

附属機関の部

研修所の活動について

研修所

所長 千且 和也 副所長 美川 公司 運営委員 河村 慎一 副所長 伊丹 壮一郎

運営委員 林 裕己 副所長 臼井 尚 副所長 小松 邦光

1. はじめに

ご存じの通り、日本弁理士会の研修所は、法令などにに基づき、主に継続研修、実務修習及び能力担保研修を運営しております。昨今のコロナウィルスの蔓延により、リアルに集まって行う集合研修を行うことが困難な状況が続き、その間は、zoom[®]などを利用したライブ配信研修などを実施してはりましたが、今年度に入り、コロナウィルスが季節性インフルエンザと同じ第5類に移行したことから、従前の集合研修を再開できる状況になりました。

しかしながら、昨年度末に行った会員へのアンケート調査では、7～8割の会員が、引き続きライブ配信研修の実施を希望されていたこともあり、全ての研修をコロナ前の状態に戻すのではなく、コロナ禍で培ったライブ配信研修のノウハウを今後も活かしながら、研修の種類や内容に応じて、通常の集合研修やライブ配信研修を実施しております。

引き続き、各研修を運営していきますので、よろしくお願いいたします。

2. 実務修習部について

実務修習部は、弁理士登録に当たっての実務能力の向上を目的として、弁理士登録前の弁理士試験合格者等に対して、平成20年度以降に実施されている実務修習の企画や運営等を司る役割を担っています。

現在の部員は部長以下11名の弁理士で構成されており、その大部分が過去の実務修習を経て弁理士登録をされた先生方です。部員それぞれが修了した実務修習でのご経験を踏まえ、今後の実務修習がより効果的に実施されてその目的を達成できるように、積極的に部会に参加しています。

具体的な活動は、年度ごとに、その年度の実務修習の計画の策定に始まって、講師としてご参加頂く先生方の調整、実務修習としてのクラス編成、実務修習開始後の運営状況及び進捗状況の管理／監督、修習生からの補講申請等への対応、及び最終的な修了判定までであり、その業務範囲は非常に幅広いです。また、実務修習は、弁理士法に規定されている法定研修であるため、弁理士試験と同様の厳格性が求められるものであり、その運営には細心の注意を払う必要があります。

そして、これらのことを踏まえた上で、その年度の修習生にとってより効果的で実りある修習となるように、部員たる先生方の英知を結集した活動が為されています。

以上のような実務修習部の活動ですが、研修所の他の部会との最大の相違点は、「弁理士でない人」（弁理士登録前の修習生）が対象であることです。これにより様々な状況が生じることがありますが、これらに対しても、部員たる各先生のご協力のおかげで、これまでの十数年間、滞りなく実務修習を行うことができています。

実務修習部の活動の魅力は、なんとと言っても、「弁理士登録に相応しい人材の育成に携わることができる」ことにつきまます。我々の活動が不十分ですと、実務能力が不足したまま弁理士登録がされる場合があることになり、長期的には、顧客を介して弁理士全体への不利益が生じます。このような事態を未然に防止するための一助となる

ことが最大の魅力であり、また最大の責任でもあります。この点で、非常にやり甲斐がある部会です。

3. 実務養成研修・弁理士育成塾・知財ビジネスアカデミー運営部について

実務養成研修・弁理士育成塾・知財ビジネスアカデミー運営部（以下、当部会）は、10名の運営委員で構成され、「実務者養成講座（ファーストステップ編及びステップアップ編）」、「弁理士育成塾[®]」、「知財ビジネスアカデミー[®]事業」の3つの研修の企画・運営を担当しています。

実務者養成講座のファーストステップ編とステップアップ編は、2つの講義内容に連続性を持たせているのが特徴で、ファーストステップ編では弁理士の業務の基礎を学び、ステップアップ編にてその業務の一部の底上げを図るような演習を行い、実務能力の向上を図るものです。

また、弁理士育成塾は、講師の経験を、情熱を持って一子相伝的に、明細書作成を通じて受講生に伝えるもので、実務者養成講座とは別の角度から実務能力向上を目指すものです。

そして、知財ビジネスアカデミー事業は、日本政府の知財人材育成プランや知的財産推進計画における「求められる知財人材」、「求められる弁理士像」等の方向性に鑑み、広領域知財人材、高度専門知財人材等の様々な人材を育成することを目指して研修を企画・運営するものです。

このように、当部会では、3つの研修の企画・運営をおこなっていることから、各分野の第一線で活躍する講師の方々と研修内容について、企画段階や研修実施後の振り返りにおいて、意見交換をする機会があります。そしてこのようなやり取りは、実は研修と同等かそれ以上に有用な示唆やヒントが得られると実感しており、運営委員の妙味でもあると考えます。

4. 継続研修企画・運営部について

継続研修企画・運営部では、弁理士法31条の2で定められている法定研修である「継続研修」の企画・運営をしています。主な業務内容は、新規研修の企画、集合研修の司会、eL研修の収録立ち会い等になります。集合研修の司会は、講師の先生と交流できる場合もしばしばあり、貴重な機会であると感じています。また、受講者の中に知人が混じっている場合もあり、研修がきっかけで旧交を温められたこともありました。

当部は、担当副所長が4人います。そのうちの3人は、それぞれ、関東会、関西会、東海会で研修を担当しており、研修所との間で情報交換を行っています。また、当部には、この4人に加え、部会員26人が所属しており、研修所の中では大所帯です。そのため、様々なバックグラウンドを持った方が集まっています。コロナ前は、部会後に集まることも多く、メンバーの仲は良い方だと感じています。

月に一度の部会では、上記地域会との情報交換、研修企画の承認、進捗状況の確認等を行います。その後、担当分野毎に5つのグループに分かれ、新規研修企画等に関するディスカッション等を行います。現在、グループディスカッションとの兼ね合いから、ウェブ会議での開催が増えていますが、今後は、ハイブリッド形式の開催も目指しています。

5. 継続研修管理部について

継続研修管理部は、担当副所長1名、部長1名、副部長1名、部会員6名で構成されており、月1回開催されています。継続研修管理部の活動目的は、継続研修等の円滑な運用のために、その周辺管理を行うことです。継続研修に関する周辺管理の具体的な内容としては、①弁理士研修システムの運用・保守管理、②履修状況通知の発送、③特許法等の改正の際に指定される法改正に関する必須科目の履修状況の確認と履修催促の通知、④広報誌「研修所NEWS」の編集・発行、⑤研修実施計画・研修実施報告の経済産業大臣への提出、⑥その他継続研修の実行における諸問題への対策、のための検討等が挙げられます。

①については、例えば、弁理士研修システムの円滑な利用のために、ユーザインターフェースについての改修案やライブ配信研修等の複数ユーザの同時アクセスによるサーバ負荷増への対応等を検討したり、実際に改修されたものを確認・テストを行ったりしています。⑤については、例年1月に、継続研修審査部と共同で、委員会・附属

機関及び認定外部機関から提出された次年度の研修計画が適切な形式で作成されているかをチェックしています。⑥については、コロナ禍での研修実施のためのガイドライン案の検討を行いました。②～④については、時期や必要に応じて対応を行っています。

このように、継続研修管理は、研修等を企画・実施することはありませんが、継続研修等の円滑な運営のために、研修所の縁の下の力持ちとして、研修所をサポートしています。

6. 継続研修審査部について

継続研修審査部には、14名の部員が所属しており、認定外部機関による研修の開催申請及び受講申請の審査、講師活動及び著作活動によるみなし単位付与の審査、免除軽減申請の審査、等をグループに分かれて行っております。コロナ禍の落ち着きとともに、研修が活発に開催され、毎月の審査件数は増加しております。公平且つ遅滞のない審査を肝に銘じ、黙々と審査に取り組む我々は、「弁理士会一の裏方部会」を自負しています。

様々な審査では、ほとんどが「承認 (= OK)」であり、この場合、申請者には結果のみが伝えられます。「この研修は素晴らしい！」と感銘を受けても、伝える術はありません。一方、「却下または保留 (= NG)」の場合には、その理由をお伝えします。この、後ろ向きコメントしか伝えられない立場は、「発明に感銘を受けても特許査定では一切伝えられず、拒絶理由通知での後ろ向きコメントしか許されないのが歯がゆい」と何う特許庁の審査官の立場と似ているな、と感じています。

最後に、この誌面をお借りして会員の皆さまにお願いしたいことがあります。認定外部機関の研修を受講された会員が単位申請する際には、所定のレポートの提出が求められます。資料等に記載された研修の項目をそのまま書き写しただけと見えてしまう内容に留まっておりますと、再提出を依頼することとなり、相応のお手数をかけてまいります。レポートには、研修で得た知見や、今後の業務への活用など、受講者ご自身なりの記載をお願いいたします。

7. 能力担保・倫理研修部について

能力担保・倫理研修部（以下、能担倫理部）は、特定侵害訴訟代理業務制度に関連する研修の運営を担当しています。具体的には、能力担保研修、民法・民事訴訟法の基礎研修、及び、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士（いわゆる付記弁理士）向けの演習・研修の運営と、倫理研修の運営を担当しています。特に付記弁理士向けの能力担保研修の運営（企画、募集、及び講師間会議の運営など）が主たる業務であるため、能担倫理部に所属している20名の運営委員の大半が、付記弁理士（多くは能力担保研修のクラス委員長経験者）及び能力担保研修を受講中のクラス委員長という特殊な人員構成となっています。クラス委員長には、受講生と研修所の橋渡しをお願いしており、研修の円滑な運営に協力してもらっています。

どの研修も毎年実施している研修ですが、「去年と同じ」で済ませていないのが難しいけれども面白いところです。例えば、能力担保研修は、制度の発足から20年を過ぎました（10月号の特集記事は読んでいただけましたか？）が、テキストの大幅改訂やサテライト講義（テレビ会議システムを利用して東京での講義を地域会の会議室に同時配信する講義）の実施、そして映像教材のリニューアル（現在進行中）などのバージョンアップを重ねてきました。また、COVID-19のパンデミックの際には、付記弁理士向けのディスカッションが必要な演習形式の講義を、ブレイクアウトルームなどの機能を備えたウェブ会議システムを用いて真っ先に試験実施し、その後の実務修習、能力担保研修、及び倫理研修のオンライン形式による実施につなげました。

毎月開かれる部会では、運営委員からの積極的な意見が絶えません。いつまでも続く議論に部長が割って入って結論を預かることもしばしばです。やはり自分たちが受けてきた研修のことなので、それぞれ思い入れが強いでしょう。部会の後での一杯を楽しみに、今日も会議室に向かいます。

(原稿受領 2023.9.26)

中央知的財産研究所の活動紹介

中央知的財産研究所

所長 中村 仁

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所は、発足 28 年目を迎えます。当研究所の特色は、次の点にあります。

1. 1 豊富な研究陣

知的財産分野で活躍している学者・弁護士などの外部研究員と実務家である会員の内部研究員とが一緒になって、知的財産に関する共通のテーマについて研究を行っています。

1. 2 ホットで関心が高い研究テーマ

実務系委員会へのアンケートなどにより、会員が最も興味を持つテーマを選定しています。1つのテーマを中心に、各研究員が様々な視点から研究を行い、厚みのある研究成果が得られるようになっております。

1. 3 研究成果のタイムリーな発信

当研究所の研究成果は、「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に還元している他、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。この「別冊パテント」については、Web 上での論文公開、発行前の論文単体での早期公開も行っています。

1. 4 シンクタンク機能

当研究所では、日本弁理士会が知財関連法規の改正提案を積極的に行えるように、「知的財産推進計画」を検討して改正項目を提案するシンクタンク機能としての役割も果たしています。

2. 研究活動

現在、東京に 2 部会、関西に 1 部会設置し、それぞれ次のようなテーマについて研究を行っています。

2. 1 「イノベーションに資する技術情報の活用方策—先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に—」

イノベーションによる国際競争力の獲得が我が国産業界の喫緊の課題であるとされているところ、特許制度に通じたイノベーションに資する技術情報の活用方策を探ります。研究成果は、本年度中に別冊パテントで発表予定です。主任研究員は、高林龍先生（早稲田大学法学学術院教授）です。

2. 2 「Society 5.0 に適合する知的財産保護の制度のあり方—更なる研究—」

本テーマは、関西の部会が担当しています。

今日、IoT (Internet of Things)、ロボット、人工知能 (AI)、ビッグデータ等、社会のあり方に抜本的な影響を及ぼすような技術が急速に進展を意識し、AI 関連創作物の保護、メタバース[®]と知的財産、データの保護と活用、IoT 関連特許（標準必須特許等）を巡る諸問題、SDGs と知的財産など様々な最先端の問題を扱っています。主任研究員は、鈴木将文先生（早稲田大学法学学術院教授）です。

2. 3 「不正競争を中心とした非登録型知財法制」

不正競争や著作権など「非登録型知財法制」を主な研究対象とした研究部会です。主任研究員は、土肥一史先生（吉備国際大学大学院特任教授・一橋大学名誉教授・弁護士）です。研究成果は、本年 10 月末に別冊パテントで発

表しております。

2. 4 今後の研究部会立上げの準備

現在、以下2つの研究部会立上げの準備をしています。

- ① 「不正競争を中心とした非登録型知財法制」の後継部会
- ② 「知的財産と経済? インフラ産業における競争と知的財産権」の後継部会

昨年度まで、2回にわたって「知的財産と経済」をテーマとして、知的財産について、経済学的アプローチから研究するという新しい試みを行い、皆さまにご報告いたしました。

次年度には「知的財産と経済」の新たな研究部会を立ち上げるべく、準備しております。

3. 研究成果の発表

3. 1 会員向け研究発表会の実施

本年度は、「イノベーションに資する技術情報の活用方策－先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に－」の研究部会が担当し開催を予定しています。

3. 2 公開フォーラムの実施

本年度は、「Society 5.0に適合する知的財産保護の制度のあり方－更なる研究－」の研究部会を中心に、2月に大阪を会場としてハイブリッド形式で実施する予定です。

3. 3 合同研究部会の実施

例年、各研究部会の研究員の交流と情報交換を図るため、全ての研究部会合同での研究部会を12月に開催しています。講師は現役の裁判官にご登壇いただき、その後、懇談の場も設けています。今年も12月末に開催予定です。

4. 別冊パテント電子化

パテント誌と同様に、別冊パテントについても、電子化するよう検討を進めています。令和6年度には電子化する予定です。

5. 終わりに

当研究所は、正副所長及び運営委員総勢約35名で構成され、上記活動のサポートを行うだけでなく、研究部会などの上記活動への参加も可能です。ご興味のある会員は、是非、ご参加ください。

(原稿受領 2023.10.10)

「国際」弁理士になりませんか？－国際活動センター活動紹介

国際活動センター

センター長 小西 恵



1. はじめに

テレビやSNSなどのメディアには、ときおり、「国際弁護士」との肩書きを冠したコメンテータが登場します。今のところ「国際弁理士」なるコメンテータは見たことがありませんが、いずれにしても日本の弁理士の専門範囲に国外における代理行為は含まれず、他国の弁理士との間に資格相互承認制度もありませんので、「国際弁理士」とは通称に過ぎません⁽¹⁾。

この「国際弁理士」なる通称を名刺に記載したらどうでしょう？さまざまな捉え方があるとは思いますが、個人的にはちょっと怪しげな印象を抱いてしまいそうです。国際弁理士とは、美人弁理士、やり手弁理士などと同列で、第三者からの評価に根拠付けられる通称であって、自分で名乗るだけでは痛い奴になりかねないからでしょうか。

ただし、この通称を、外国実務に精通している、外国とのコミュニケーションに長けている、外国代理人や関連団体とのチャネルが多い、等のいわゆる国際派の弁理士と解するならば、そのような属性は実務においても会務においても大きな付加価値となります。国際活動センターのメンバーとなって活動することは、「国際」弁理士への道筋の一つとなるでしょう。



2. 国際活動センターの組織

国際活動センターは、日本弁理士会会則（会則第17号）、第150条の3、第2項目的条項によれば、「日本弁理

士会の国際活動を継続的かつ統一的に行う」附属機関です。国際活動を「継続的」に行うため、委員会ではなく2年任期の附属機関として設置され、国際活動を「統一的に」行うため、役員会の事業計画などを始めとして会務で「国際」と記載されている事項は、ほぼ自動的に国際活動センターマスターとなります。

国際活動センター規則（会例第68号）によれば、センター長1名、副センター長およびセンター員若干名を置くものとされていますが、今年度は副センター長8名、総勢100名余りの大所帯で運営しています。2年間の任期満了後も再任を希望されるメンバーが多く定着率が高いのが特徴ですが、選任の通算回数が4回まで、つまりセンター員としての活動期間が連続8年までと制限されているので（国際活動センター運営規則（内規82号））、これから「国際」弁理士を目指したい方にも決して狭き門ではありません。

3. 国際活動センターの構成

国際活動センター内に設置される下部組織には、常設の部会と、イベントベースでアドホックに設置されイベント終了と共に解散するプロジェクトグループとがあります。

常設の部会として、外国からの情報収集と会員への情報提供を職務とする外国情報部、逆に日本の知財制度に関する情報の外国への提供を職務とする日本情報発信部、知財制度の国際的改正の調査研究および提言を職務とする国際政策研究部が設置されています。外国情報部は、地域別に、米州部、欧州アフリカ部、アジアオセアニア部に分かれて、各地域固有の情報収集を継続的に行っています。日本情報発信部は、近年、外国から日本への出願インバウンド需要を喚起すべく、外国の地域レベルの知財代理人団体に出向いて、あるいはウェブでセミナーを開催したりしています。国際政策研究部は、大局的かつ継続的な視点から国際条約等に関する議論の動向を注視し、提言を発信しています。

プロジェクトグループは、AIPLA（米国知財弁護士協会）等の外国の姉妹団体を訪問したり来訪を受けたりやの交流会を行うプロジェクト、世界各国の弁理士会の代表が一堂に会するサミットミーティングを主催するプロジェクト、アジア諸国に日本の知財実務を浸透させて日本弁理士会のプレゼンスを向上させるべく現地で実務セミナーを大規模に開催するプロジェクト、欧州特許庁の常設諮問委員会のメンバーとして日本ユーザや代理人の声を欧州特許庁に反映すべく活動するプロジェクト等、多岐に亘ります。

プロジェクトグループには、WIPOやWCO等での国際会議における継続的議論に対応すべく設置された、その名も継続プロジェクトグループもあります。これら継続プロジェクトグループは、特許委員会、商標委員会、意匠委員会、貿易円滑化対策委員会等からのメンバーを含めた混成とすることによってそれぞれの主題ごとの専門的知見を高めています。

選任されたセンター員は、常設の部会のいずれかに必ず所属します。一方、プロジェクトグループは参加を希望するセンター員を募って設置され、複数のプロジェクトグループの兼任も妨げられないので、モチベーションと体力があればいくつものプロジェクトグループに加わって幅広く活動していただくことも大歓迎です。

4. 交流会あれこれ

外国の姉妹団体をお迎えする場合、交流会はミーティングやセミナーの前後に、ランチやレセプションなどの会食を伴いますが、そこで外国との文化の相違を目の当たりにすることになります。ベジタリアンとヴィーガンの違いも知らなければ対応できませんし、ハラールやコーシャに至っては食品になるまでの出自やプロセスまで問題とするので、著しく選択肢が狭まります。中には、日本の食事が美味しいので来日中は寿司やしゃぶしゃぶを食すという、なんちゃってベジタリアンもいますので周到的な準備が求められるところです。

外国の派遣先では日本弁理士会からの代表派遣者として様々なテーマについてプレゼンテーションをする機会がありますが、未経験だからと遠慮する必要はありません。国際活動センターでは、現地でプレゼンテーションする前に、プレゼンテーションを事前実施して内部レビューする制度や、ネイティブチェックの制度があり、プレゼンテーションの内容をブラッシュアップして現地に臨むことができますのでご安心ください。ただし、失敗もまた経験値を高めます。私自身も過去、プレゼンテーション途中でスライド10枚以上を残して時間切れとなって無残に



も一番大事なポイントを説明できずに涙をのんだことがあり、それ以来、プレゼンテーションは時間内で終えることに最大の優先順位を置いてプレゼン内容の取捨選択をしています。

5. 結び

限られたご紹介でしたが、国際活動センターの活動の一端をイメージしていただけたらセンター長冥利に尽きます。あなたも是非、「国際」弁理士になりませんか？

(注)

(1) もちろん、他国の弁理士資格を別途取得して海外で活躍されている当会会員も多数いることは別段であり、複数国の弁理士資格を持つ者を国際弁理士と称する場合もあるようです。これらの会員は、国際活動センターでもメンバーとして活動されたり、パテント誌や電子フォーラム等に海外最新情報を提供していただいたりしています。

(原稿受領 2023.10.11)

知的財産支援センター 活動紹介

知的財産支援センター

センター長 富澤 孝

1. はじめに

知的財産支援センターは、知的創造活動並びに国内外の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献することを目的として設置された附属機関です。主たるプロボノ活動として、学校教育支援を行っていますので、専門的知識を有する委員は勿論、人に教えるということが上手な方や人に教えるということに興味のある委員も楽しく活動ができる附属機関です。

2. 基本方針について

知的財産支援センターは、日本弁理士会の地域会ができることはなるべく地域会に行っていただくということを前提としております。そして、特に関東・関西・東海以外の、運営を担う会員数を充分確保することが難しい或いは広域である等といった事情を抱える6地域会が行う知財支援活動、特に教育支援などを軸とする社会貢献事業等を積極的に応援しています。このため、知的財産支援センターは、様々な地域会からご参加いただいた委員で構成されており、多種多様な人材が活動する非常に魅力ある附属機関となっています。

2. 1 人材育成と業務支援

(1) 第1事業部

第1事業部は、①全国の小中高校等で知的財産に関する出前授業（知財授業）を行う事業、②知財授業を実施できる人材の育成事業、③知財授業で使用するコンテンツの作成及び改訂を行う事業、を主に行っております。上記①では、公益社団法人発明協会が運営する少年少女発明クラブに対象を拡大し、知財授業の実施機会を得ております。講師は少年少女発明クラブの所在地に応じて各地域会から選出していただくため、第1事業部の部員が講師を担当するというよりは、各地域会における知財授業の実施をサポートすることが主な役割となっております。上記②では、講師未経験の会員が初めて知財授業を行う場合の助けとなるよう授業の内容や進め方を解説する研修を実施しております。上記③では、工作コンテンツや動画コンテンツの新規作成及び改訂を行い授業用コンテンツの拡充を図ると共に、利用し易いコンテンツとするために手引き書等の作成にも取り組んでおります。



作成した動画コンテンツの例1
(知的財産ドラマ～社長、初めての特許～)



作成した動画コンテンツの例2
(知的学習動画 意匠編 意匠の保護対象1)



各種コンテンツについては、QRコードにアクセスし、ご参考ください。

(2) 第2事業部

第2事業部は、大学における知的財産の保護、活用、啓発に関する教育支援を主要な事業とし、更に外部機関が開催する発明展等への協力、審査員・表彰授与者の派遣なども行う事業部です。

<知財講義支援>

各大学のご要望に応じて知的財産に関する講座の提供を行っています。講座の開設、講師の選定、講義のフォローアップなど、各大学に所定の期間に限った無償の支援を行っています。日本弁理士会各地域会や各種委員会／附属機関にご推薦頂いた講師の先生方とともに、魅力ある講義の提供に努めています。知的財産法の基本を学ぶ講義のほか、近年では著作権やスタートアップ関連についての特有な事例を学ぶ講義を多く提供しています。学生だけでなく教職員向けのセミナーの依頼にも対応しています。

<UNITT（一般社団法人大学技術移転協議会）支援>

一般社団法人大学技術移転協議会（UNITT）のアンニュアル・カンファレンスにも賛助会員としてセッションを提供しています。時代に即したテーマを選択し、セッションごとに専門の講師の方々をお招きして、技術移転・知財管理／活用・産学連携などの様々なテーマで議論しています。例えば各大学での農水知財や AI における知財の取り扱いなどのセッションには、多くの参加者が聴講されています。

<大学スタートアップ支援>

近年は起業に興味がある大学等の教職員や学生（例：起業部等に所属する学生）を対象に、起業するにあたっての知財の重要性を教育する大学発スタートアップ知財教育事業にも力を入れています。スタートアップのオンライ

ン／リアルセミナーを定期的で開催し、主にスタートアップ企業／教育関係者を講師として招いて、スタートアップにおける知財の活用事例を学ぶ機会を提供しています。



第1回スタートアップ知財セミナー開催案内



第3回スタートアップ知財セミナー開催案内

(3) 第3事業部

第3事業部では、全国に51校の国立高等専門学校（国立高専）を設置する独立行政法人国立高等専門学校機構と日本弁理士会との協定に基づくセミナーの企画・運営を行っています。この高専セミナーでは、概要編（知財制度のガイダンス）・演習編（発明トレーニングセミナー）・権利行使編（侵害の成否検討）・調査編（J-PlatPatによる特許・商標調査）・オリジナル編（地域会選出の正講師が作成）の5つのコンテンツを使って学生に対して講義を行います。前期と後期とに分けて、各国立高専に実施希望を募り、応募のあった国立高専に高専所在地の地域会に所属する会員（正講師）と、第3事業部所属の委員（補助講師または運営委員）とが訪問して授業を実施します。また、随時セミナーの新コンテンツの企画・制作を行っています。第3事業部に所属した場合には、プレゼン能力の向上、学生に対する教育能力の向上が期待できる、素晴らしい事業部です。

また、現在、独立行政法人国立高等専門学校機構との新たな連携について模索しており、各種コンテストへの日本弁理士会の関与を検討しています。国立高専での活動に興味のある方は、早いうちから本事業部に入ることをお勧めします。

(4) 特許出願等援助部

特許出願等援助部は、知的財産支援センターが主体となって活動する社会貢献活動の一つである「特許出願等援助制度」の実行部隊です。

特許出願等援助制度は、優れた発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）及び事業活動の擁護に資することを目的として、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は当該事業活動に使用する商標の商標登録出願及びこれらに関連する手続（以下「特許出願等の手続」という。）を行おうとする者に対して、日本弁理士会が援助する制度です。

そして、特許出願等援助部は、申請書に基づいて、下記の「発明等の有用性又は事業活動の有用性、及び資力要件」を満たすか否かを審査します。執行役員会の承認を得て援助が決定すると、日本弁理士会が「特許出願等の手続に要する費用（弁理士報酬及び特許印紙などの諸経費を含む。）」の一部を負担します。

審査は、申請内容（申請者の経済的事情等も含む。）が漏れることがないよう厳重な管理の下、原則として毎月1回行われます。なお、援助金が支払われた申請については、被援助者の了解を得て、当該被援助者の氏名又は団体名、発明等の詳細等が日本弁理士会のホームページにて公開されます。

上記のように、特許出願等援助制度は、発明等の創作を続ける個人及び中小企業を援助することにより、技術立国である日本国の産業の発達に微力ながらも寄与したい、という日本弁理士会の思いに基づく制度です。

<援助の対象>

<発明等の有用性について>

申請書に記載された援助を求める発明等が、少なくとも審査時において「有用性のある発明等であって、新規事業の創出等、何らかの形で社会に貢献する可能性が高く、かつ特許等になる蓋然性がある」ことを必要とします。

<事業活動の有用性について>

「有用性のある事業活動であって、当該事業活動を既に実施している又は当該事業活動についての実施計画が既に具体的に定まっている事業であり、かつ、何らかの形で社会に貢献する可能性が高い」ことを必要とします。

<援助の対象となる者（申請者）>

次の要件（以下、資力要件という。）を満たす個人又は法人は、援助を受けることができます。

(i) 法人：

- (a) 中小企業基本法に定める中小企業であって、設立から7年以内であって、かつ直近の年間純利益が500万円を超えない法人
- (b) 設立から7年を超え、かつ直近の年間純利益がゼロ円以下である法人

(ii) 個人

本人及びその配偶者の援助申請時の年収額（賞与を含む）の合計額が特許出願等援助規則施行細則（内規第57号）の別表1に定める要件を満たす者

（別表1から一部抜粋）

(a) 年収額が以下の要件を満たす個人

単身者年収（税抜き）	2,500,000 円
2人家族年収（税抜き）	3,000,000 円
3人家族年収（税抜き）	3,300,000 円
4人家族年収（税抜き）	3,600,000 円

※以下、家族1名増加する毎に基準額に300,000円を加算する。

(b) 手続費用を支払うと生活が脅かされるおそれのある生計困窮者

(iii) 大学・TLO：

私立大学等の学校法人であって、手続費用の支払いに充てる資金を確保することが困難な法人

(5) パテントコンテスト事業部

<コンテストの概要>

パテントコンテスト事業部が担当する「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」は、学生の皆さんに自ら考えた発明・デザインについて応募して頂き、選考を通過したものについては表彰するだけでなく、特許庁への出願を支援するという特色のあるコンテストです。選考を通過した学生に、権利化手続きの実体験を通じて知財制度への理解を深めて頂く「実践型の知財教育」が本コンテストの主眼となっています。



コンテストの流れ（出典：INPIT パテントコンテスト特設サイト）

<日本弁理士会の役割>

本コンテストは、文部科学省、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、及び日本弁理士会の四者による共催で行われ、また世界知的所有権機関（WIPO）が後援しており、互いの連携と役割分担で成り立っています。特に日本弁理士会の役割は、

- (a) 応募にあたって知財制度を理解してもらうための応募前セミナーの実施、
- (b) 応募作品の選考と、落選者への個別のコメント作成、そして
- (c) 選考を通過した学生への出願指導

と弁理士ならではの知見がフル活用されるもので、日本弁理士会は本コンテストの運営において重要な役割を果たしていると自負しています。特許庁は、知的財産支援センター全体及び地域会の協力を頂きながら、これらの事業を遂行しています。

<やりがい>

本コンテストに参加する学生や教職員の方々は多くが熱心であり、応募前セミナー（a）や出願指導（c）においては積極的に学ぼうという意欲を感じます。そのような学生や教職員の方々から感謝の言葉を聞けたときは大きな達成感があり、コミュニケーション力など自身の成長も実感します。応募作品の選考（b）では学生の皆さんの若々しい発想に触れることができ、落選者へのコメント（b）を作成するときは、知財専門家としてのアドバイスの中に、落選にめげずぜひ前を向いて進んでほしいとの期待を込めています。

本コンテストに参加した学生の皆さんが将来どんな活躍をしてくれるのか、やればやるほど楽しみが膨らみます。委員の定着率も高く、継続して参加したくなる事業部です。

(原稿受領 2023.10.6)

広報センター活動紹介

広報センター

センター長 茜ヶ久保 公二

【企画総務部】

企画総務部は、広報センターの運営及び活動に関する企画及び立案、事務的な管理、会員に向けた情報の提供及び管理等をその活動内容としており、特に広報センターを構成する他の事業部（第1～第3事業部、会誌事業部等々）に属さない事業や共通する事業を行っています。本年度は運営委員9人で構成されています。

近時の活動項目としては、新広報企画の調査・研究・実行があります。部会での審議の結果、本年度の企画の目的は、弁理士の認知度の向上を目指す企画の立案を行うことになりました。日本テレビ系列でTVドラマ「それってパクリじゃないですか？」が放送されましたが、こうしたドラマの影響も利用しながら、認知度の向上の企画の検討を進めています。

また、定例的な活動として、次年度の広報センター運営委員の活動に役立てるため、各年度の各事業部の活動成果等をまとめた手引きを作成しています。さらに、各年度後半には、次年度の役員向けに広報センターの行う広報活動に関するアンケートを実施しています。このアンケートを通じて、次期役員に対して広報センターの活動をPRするとともに、次期役員の弁理士会の広報に対する意識調査を行い、その結果を広報センター内で情報共有しています。

最近の企画総務部からの成果物としては、「ボイラープレート」や「ファクトチェック資料」の作成があります。「ボイラープレート」は組織の簡単な説明・紹介資料であり、企画総務部では、弁理士会や弁理士を説明・紹介する長・中・短のコンテンツを用意し、広報誌・HP・メールマガジン等に掲載するとともに、各地域会や一般会員へも提供しています。「ファクトチェック資料」は、ネット上へのファクト画像のうっかり掲載をチェックする観点から簡易的に作成したもので、広報活動の参考にしています。

【第1事業部】

第1事業部は、種々の広告媒体を活用し、弁理士の知名度を向上させ、広く世の中にその存在価値を伝えていくことを職務としています。具体的な事業としては、①新聞など媒体広告への掲載（掲載媒体、掲載時期、掲載内容の検討など）、②ノベルティ作製（内容、個数の検討など）、③展示パネル／タペストリーの作成（内容、貸出、管理）、④広報センター取扱物（はっぴよんの着ぐるみなど）の貸出などです。

2023年度の第1事業部の部員構成は、副センター長2名、部長1名、副部長1名、部員10名であり、その特徴としては、30～40歳代が中心となっており、在籍年数の比較的短い方が多いこともあり、これまで委員会に参加したことのない方でも参加しやすいと思います。

第1事業部の各事業の中でも最も力を入れている事業の1つが「②ノベルティ作製（内容、個数の検討など）」です。2023年度は、ノベルティとしてエコバッグ、風船、カレンダー、ボールペンの作製を予定しており、その年に何を作製するかは前年度に部員で検討しています。ノベルティ作製のフローとしては、(1) どのようなノベルティを作製するかを検討し、(2) 作製を委託する業者を選定するための入札準備、(3) 委託業者の選定、(4) デザインなどの検討、(5) 製作されたノベルティの確認などがあります。このように、ノベルティ作製では、ノベルティ自体の検討以外にも、委託業者の入札や委託業者との連携なども行っています。

また、第1事業部では、毎年関西会の広報IT委員会と意見交換会を行っています。意見交換会では、それぞれの活動内容の紹介や広報センターへの要望を確認し、広報センターや第1事業部の活動に活かすようにしています。

このように第1事業部は、広報センター内だけでなく、業者や地域会などと連携し事業を進めておりますので、通常の弁理士業務ではできない経験をしていただけたらと考えています。また、事業内容を理解しやすく、初めての方でも参加いただき易いと思いますので、ノベルティやはっぴよんなどに興味がある方は、ぜひ第1事業部への参加をお待ちしております。



第1事業部と関西会広報IT委員会との意見交換会（2023年）

【第2事業部】

第2事業部では、弁理士会の情報をマスコミに向けて発信することを主な活動としています。具体的な活動内容は以下の通りです。

- ① 記者説明会の企画および運営
- ② マスコミ向けメールマガジンの作成および配信

③ 取材の立会いなど

また、これらの活動を通じて弁理士会からマスコミに適切な情報が提供されるようにするため、弁理士会役員向けのマスコミ対応トレーニングの企画および運営（外部の事業者と協力して）も行っていきます。今回は、この中から①記者説明会についてご紹介します。

記者説明会の目的は、記者に情報を提供し、それをネットニュースなどの記事にしてもらうことで、弁理士会の知名度を高めることです。今年度（令和5年度）からは、記者が会場かオンラインか選んで参加できるハイブリッド形式で開催しています。

テーマは、産業財産権に関する法律の改正や判例など、時事性や社会性の高いトピックを選んで設定します。スピーカーとしては、そのテーマに詳しい専門委員の先生方に協力をお願いしています。記者説明会のテーマ設定は非常に重要です。運営委員は、「どんなテーマなら記者が記事にしたいくなるか?」という観点でアイデアを出し合い、テーマを決定しています。



記者説明会の様子

さらに、記者のニーズを理解するために、記者とのコミュニケーションを積極的に行っています。今年度は、記者説明会の後に、記者とスピーカーが気軽に話せる懇親の時間を設けました。この時間では、記者がスピーカーに直接質問したり、意見交換したりすることができます。参加した記者からは好評の声が多く寄せられました。運営委員は、この時間を活用して記者と交流し、今後のテーマについての要望やアドバイスを聞くことができました。

記者説明会は、テーマの設定や運営方法の工夫によってさらなる効果を発揮できると考えています。マスコミに弁理士会の活動を発信することやマスコミとの交流に興味のある方は、ぜひ広報センター第2事業部の運営委員にご応募ください。皆様のご参加をお待ちしています。

【第3事業部】

第3事業部では、印刷物班と、ホームページ班（以下、HP班と称します）の2班に分かれて事業を行なっています。

印刷物班は、日本弁理士会が発行する、「パテントアトニー（春、夏、秋、冬）」、「はっぴょん通信」、「ヒット商品はこうして生まれた!（別冊）」「シリーズ特産品（別冊）」等を監修しています。

特に、「パテントアトニー（春、夏、秋、冬）」は、一般の方々（特に中小企業関係者）に日本弁理士会の活動、弁理士の仕事、知的財産権等について広く知ってもらうための広報誌であり、配布部数は、会員以外に、マスコミ関係に約5000部、経済産業局、全都道府県の中小企業担当課、全国の市区役所の広報課、全国の中小企業関係団体等、全国の商工会議所、知財総合支援窓口等に約3000部を配布しています。



たとえば、「パテントアトニー」の記事の一つである「ヒット商品を支えた知的財産権」については、取材先の企業選定から始まり、プロのライターと一緒に企業を訪問して商品又はサービスについて取材を行ない、ライターから納品された原稿を確認して、記事が仕上がるまでの醍醐味を味わうことができます。



HP版では、日本弁理士会のWEBサイト（<https://www.jpaa.or.jp/>）のコンテンツの管理を行なっています。日本弁理士会のWEBサイトは、弁理士を知ってもらうための最

も身近な窓口となるとともに、知的財産に関する情報を発信する窓口となることから、常に、WEBサイトのコンテンツの確認、利便性の確認を行なっています。

知的財産権の分野は、法改正が多く、情報の鮮度が重要となるため、適宜、コンテンツの内容確認および改訂を行ないます。

さらに、WEBサイトは、適切に情報の交通整理を行わないと、重要な情報が埋もれ迷子になってしまいます。したがって、だれも見やすく、アクセスし易いかどうかの検証を行ない、必要に応じて、WEBサイトのレイアウトの変更等も行なっています。WEBサイトのレイアウト、写真選択等にご自身のセンスを活かして頂くことができます。

【会誌編集部】

会誌編集部は、会誌「パテント」の企画及び編集を行っています。会誌編集部の特に重要なミッションは、特集の企画立案をし、執筆者の選定を行い、原稿執筆依頼をし、校正・校閲・査読をすることです。また、会誌「パテント」には、この特集原稿のほか、会員からの一般投稿原稿も掲載されます。会誌編集部の部員は、全員、特集原稿及び一般原稿の校正・校閲・査読を行います。

「校正」「校閲」という用語は、あまり聞きなれないものかもしれません。広辞苑によれば、「校正」とは「文字の誤りをくらべ正すこと」であり、「校閲」とは「文書・原稿などに目をとおして正誤・適否を確かめること」とされています。「なあんだ、単に誤字を指摘するだけじゃないか」とお思いになるかもしれません。ところがどうして、この校正・校閲という世界、プロフェッショナルも存在する、とても奥深いものです。

校正・校閲の一流プロフェッショナルである大西寿男さんによれば、校正の本質は、ゲラ刷の原稿ととことん真摯に向き合うことであり、執筆者に向くことではないらしいです。大西寿男さんは、「この小説の世界観で、主人公のAの性格であれば、ここのこういう台詞は不自然ではないか。〇〇ページの記載から考えれば、Aはここではこう行動するのではないか。」といったことを、執筆者に提案しています。大西さんは、ひとたびゲラと向き合うとまばたきも忘れ、ことばの海に潜り込むのだそうです。

この奥深い校正・校閲という作業、われわれ弁理士が行う作業と、実に多くの共通点があるのではないのでしょうか。まず、校正者・校閲者も、われわれ弁理士も、「ことば」を扱う。明細書も特許請求の範囲も、「ことば」が用いられます。校正者・校閲者が、原稿を1文ずつに分解して校正・校閲を行う様子は、われわれ弁理士が、請求項を構成要件ごとに分説する様子ととても似ています。また、校正者・校閲者が執筆者よりもゲラに向き合うことは、われわれ弁理士が、発明者よりもアイデアに向き合うことと共通しています。

このように、会誌編集部員になると、活動を通じ、自然と弁理士としての素養が備わると考えられます。

以上

(原稿受領 2023.10.4)

知的財産経営センター 活動紹介

知的財産経営センター

センター長 津田 理

1. はじめに

知的財産経営センターは、知財経営をワンストップで支援することを目的として、知財経営に関連する各種委員会・附属機関を統合した組織として2017年4月に設立され、今年で設立7年目を迎えます。最初の3年は各組織に対応する事業本部を設けた事業本部制を採用していましたが、その後、事業本部制を解消し、各事業本部の垣根を外して知見の相互活用や、統合的事業の実行がさらに図られる体制としました。

知的財産経営センターでは、設立当初から、企業等における知的財産を事業に活かす経営（いわゆる知財経営）

や、知的財産の価値評価に関連する様々な事業を行っていますが、本年度も、スタートアップ企業や中小企業の支援や知財価値評価の普及などを通じて、知的財産が企業経営に資する財産であることを、世の中に広く知らしめていきたいと考えています。

2. 知的財産経営センターの組織

本年度（令和5年度）の知的財産経営センターの構成人数は、以下のとおりです。

- ・センター長：1名
- ・統括副センター長：1名
- ・副センター長（部長）：3名
- ・副センター長（副部長）：7名
- ・運営委員：69名

そして、知的財産経営センターの組織は、以下のような構成になっています。数多くの組織がありますので、下記の組織図（図1）もあわせて参考にして頂ければと思います。

- ・常務会
- ・統括会議
- ・第1事業部
- ・第2事業部
- ・第3事業部
- ・評価人選考委員会
- ・知財ビジネス評価書対応 WG
- ・スタートアップ支援セミナー実行 PT
- ・スタートアップ価値評価研究 PT
- ・デザイン・ブランド戦略実行 PT
- ・事業承継知財価値評価研究 PT
- ・JPAA 知財塾実施 PT

3. 知的財産経営センターの活動目的

知財経営センターは、企業等における知的財産を事業に活かす経営（知財経営）及び知的財産の価値評価につい

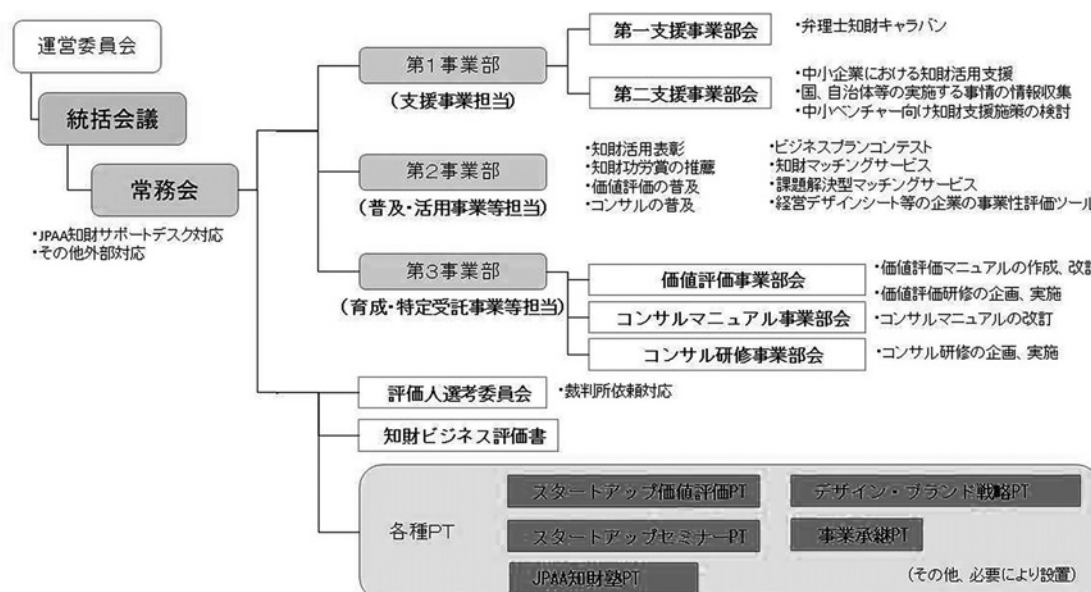


図1 令和5年度知的財産経営センター 組織図

での調査、研究及び情報提供並にこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度の普及及び改善に寄与することを目的としています（知的財産経営センター規則（会令第98号）第2条）。

そして、この目的を実現するために、以下の事業を行うことと規則上定められています（知的財産経営センター規則（会令第98号）第3条）。

- (1) 会令第99号に定める知財価値評事業
- (2) 知財経営コンサルティングに係る業務を行う弁理士支援するための企画及び実施
- (3) 知的資産の活用についての調査及び研究
- (4) 知財経営コンサルティングなど知財経営に係る業務を行う弁理士を企業に派遣するための企画及び実施
- (5) その他、知財経営に関して日本弁理士会が必要と認める事業

規則上では、上記のように定められていますが、以下では、知的財産経営センターの具体的な活動内容をご紹介します。

4. 知的財産経営センターの活動内容

4.1 本年度の重点事業

本年度は、以下の5つの項目を柱として、事業を実行しています。

- (1) スタートアップ企業・中小企業等への知財活用支援の充実化
- (2) 知財の活用に向けての対外活動の活性化
- (3) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み
- (4) 常務会による総務活動の充実化
- (5) プロジェクトチームによる事業活動の充実化

4.2 事業概要

(1) スタートアップ企業・中小企業等への知財活用支援の充実化

1) 弁理士知財キャラバン事業の充実化（担当：第1事業部）

弁理士知財キャラバン事業を実行することによって、スタートアップ企業・中小企業を支援しています。また、弁理士知財キャラバンにはオブザーバー制度が設けられており、知財経営コンサルティングの現場を通じて、OJTによる会員のスキルアップを図っています。

また、省庁や中小企業支援機構等などの外部団体からの要望に即して、中小企業・スタートアップ企業等の支援

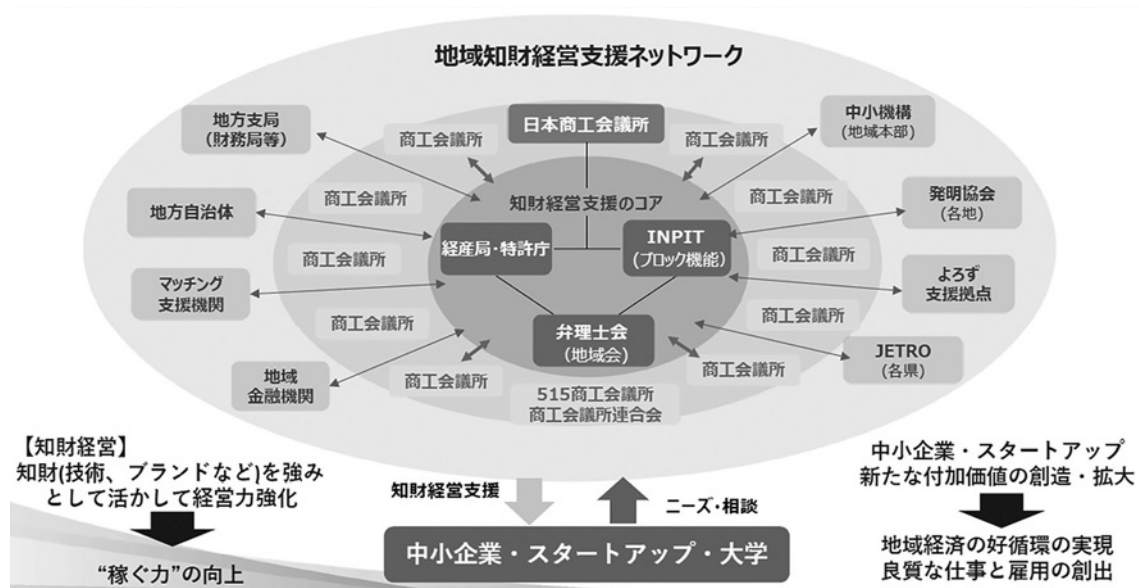


図2 地域知的財産経営支援ネットワーク

を行っています。特に、本年度は、「特許庁・INPIT・日本商工会議所・日本弁理士会の4者連携」が実現し、日本弁理士会（地域会）・INPIT（地域ブロック）・特許庁（経済産業局）で「知財経営支援のコア」を形成し、日本商工会議所と連携した「知財経営支援ネットワーク」を構築して、全国の商工会議所等を通じ、各地域の中小企業やスタートアップ企業等の知財経営支援を強化・充実化させることになりました（図2参照）⁽¹⁾。知的財産経営センターは、全国の地域会とも連携をして、この4者連携に関する様々な事業を実行しています。

2) ビジネスプランコンテスト（担当：第2事業部）

知的財産経営センターでは、ビジネスプランコンテストを通じて、スタートアップ企業を支援しています。また、ビジネスプランコンテストの入賞者に、知的財産経営センターに蓄積された今までの支援スキルやメニュー（弁理士知財キャラバンなど）を駆使して、スタートアップ企業を知財面からサポートしています。

(2) 知財の活用に向けての対外活動の活性化

1) 知的財産活用表彰を通じたプレゼンスの向上（担当：第2事業部）

知的財産経営センターでは、経済産業省主催の知的資産経営フォーラム2023の参加イベントとして、知的財産活用表彰を実施しています。知的財産活用表彰では、企業の知財活用の促進に取り組むとともに、知的財産活用表彰の広報の充実化を図ることで、日本弁理士会のプレゼンスを向上させたいと考えています。

2) 会員が関与する知財活用の活性化（担当：第2事業部）

知財マッチングサービスにより、知財活用への会員関与を促進しています。また、中小企業のニーズに着目した課題解決型マッチングサービスにより、中小企業の知財活用を活性化させることも検討しています。

さらに、知財ビジネス評価書・提案書、知的資産経営報告書、経営デザインシートなどの経営分析ツールの更なる利用促進に取り組んでいます。

(3) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み

1) 会員の知財コンサル能力の向上のための取り組み（担当：第3事業部）

知的財産経営センターでは、知財経営コンサルティング研修の充実化と、知財経営コンサル手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知財経営コンサルに関する基礎的能力を向上させ、知財経営コンサルタントの育成を図っています。

2) 会員の知財価値評価スキルの向上、及び、知財価値評価の普及のための取り組み（担当：第3事業部）

知的財産経営センターでは、知財価値評価研修や、知財価値評価手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知財価値評価に関する基礎的能力の向上を図っています。また、知財価値評価の外部要請に的確に対応できるよう、高い知見を有する価値評価人の育成にも努めています。さらに、知財価値評価を組み込んだ知財経営コンサルなど、知財価値評価の対外的な事業を試みることで、弁理士による知財価値評価の普及を図っています。

(4) 総務活動の充実化及び一元化（担当：常務会）

総務活動を一元化することにより、効率性、統合性を確保しています。例えば、広報の一元化により、効率的に広報宣伝活動に取り組んでいます。また、総務担当を明確化することにより、事業の実効性を高めています。

(5) その他

1) プロジェクトチームによる事業活動の充実化（担当：各PT）

知的財産経営センターでは、外的な事業を実行するために必要なプロジェクトチームを設置しています。これにより、外部の附属機関・委員会等と連携を図り、様々な対外的活動を行うことが可能となっています。

また、知的財産経営センターでは、本センターの事業活動に資する研究を行うためのプロジェクトチームを設置

しています。研究テーマは常務会で選定し、その研究結果を事業部にフィードバックすることで、本センターの将来の事業活動に資することが期待されます。

2) 評価人の選考（担当：評価人選考委員会）

裁判所などから、知的財産の金銭的価値を評価する評価人を推薦してほしいという依頼があった場合に、知的財産経営センターでは、事案に応じて適切な評価人を選考し、推薦しています。

3) 知財ビジネス評価書事業への対応（担当：知財ビジネス評価書事業対応 WG）

知的財産経営センターでは、特許庁が実施している知財ビジネス評価書事業⁽²⁾について必要な対応をしています。

5. おわりに

以上のように、知的財産経営センターでは、企業等における知的財産を事業に活かす経営（いわゆる知財経営）や、知的財産の価値評価に関連する様々な事業を行っています。

皆様、知的財産経営センターの事業に少しでも興味がありましたら、是非一緒に活動しましょう。お待ちしております。

以上

(注)

(1) <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230324001/20230324001.html>

(2) <https://chizai-kinyu.go.jp/docs-2/>

(原稿受領 2023.10.10)